

鳥取県公報

平成30年3月27日 (火) 号外第30号

毎週火・金曜日発行

			目	次	
\Diamond	条	例	鳥取県使用済物品等の放置防止に関	する条例の一部を改正する条例	
			(25) (循環型社会推進課)・・・・		• • • • • • 6
			鳥取県都市公園条例の一部を改正す	る条例 (26) (緑豊かな自然課)・・・	• • • • • 8
			職員の給与に関する条例及び鳥取県	旅館業法施行条例の一部を改正する条	:例
			(27) (くらしの安心推進課)・・・		• • • • • • 10
			鳥取県営住宅の設置及び管理に関す	る条例の一部を改正する条例	
			(28) (住まいまちづくり課)・・・		• • • • • • • 11
			鳥取県企業立地等事業助成条例の一	部を改正する条例 (29) (立地戦略課)	• • • • • • 13
			鳥取県県営土地改良事業分担金徴収	条例の一部を改正する条例	
			(30) (農地・水保全課)・・・・・		• • • • • • 30
			鳥取県立二十一世紀の森の設置及び	管理に関する条例の一部を改正する条	:例
			(31) (林政企画課)・・・・・・・		• • • • • • 33
			鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の	設置及び管理に関する条例の一部を改	正する条例
			(32) (水産課)・・・・・・・・		• • • • • • 37

──公布された条例のあらまし─

◇鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、有害使用済機器の保管又は処分について規制される ことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管について、条例の規制対 象から除く。
 - (2) 使用済物品の定義から廃棄物を除く。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県都市公園条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 都市公園法施行令の一部改正により、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限に ついて条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。
 - (2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限は、100分の50とする。
 - (2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者は、公募により選定することとする。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日は、公布日とする。

◇職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

災害派遣手当について定めた規定中ホテル営業及び旅館営業を旅館・ホテル営業に改める。

(2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正

旅館・ホテル営業の収容定員は、客室の有効面積3平方メートルについて1人以下とする。

- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年6月15日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 公営住宅法の一部が改正され、認知症である入居者等の収入申告義務が緩和されたことに伴い、所要の
 - (2) 庄内団地を大山町に無償譲渡することに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 収入の申告をすること等が困難な入居者の収入の認定について、当該入居者の収入の申告によらず認定

できることとする。

- (2) 庄内団地を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

企業立地及び雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の額の上限を見直す等所要の改正 を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地事業補助金の額の上限を投下固定資産額に100分の40(現行 100分の50)を乗じて得た額とす
- (2) 特定製造業、自然科学研究所に属する事業及び職員教育施設・支援業に属する事業に係る企業立地事業 補助金の投下固定資産額に係る補助率を100分の20(現行 100分の30)とする。
- (3) 企業立地事業補助金について、特定製造業以外の製造業等の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する 場合の限度額の例外(30億円)を廃止するとともに、特定製造業に係る限度額を15億円(現行 30億円) と、ソフトウェア業等に係る限度額を5億円(現行 10億円)とする。
- (4) 各加算措置の限度額のうち、現行が10億円であるものを5億円とするとともに、加算措置の合計の限度 額を15億円(現行 20億円)とする。
- 1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を5億円(現行 7億円)とする。
- (6) 企業立地事業に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承 認地域経済牽引事業計画に従って行う事業であって知事が要綱で定めるものを追加する。
- (7) 県内中小企業に限り、高年齢常時雇用労働者を雇用要件の算入対象とする。
- (8) 情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業を見直し、次世代ソフトウェア産業等立 地事業とする。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が借り入れている農地について農業者からの申請によらな い土地改良事業(以下「機構関連事業」という。) が新設されたことに伴い、機構関連事業に係る特別徴収金 を徴収することができるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 機構関連事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定等をした 者又は農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた者が、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した 日から、当該機構関連事業の工事の完了の公告の日が属する年度の翌年度の初日以後8年を経過する日まで の間に、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転、賃貸借の解除等を行った場合には、その者から 特別徴収金を徴収することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。
- ◇鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立二十一世紀の森(以下 「二十一世紀の森」という。) について、指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

- (1) 二十一世紀の森の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。
 - ア 二十一世紀の森(知事が別に定める区域を除く。)の施設設備の維持管理その他二十一世紀の森の管理 に関する業務を、指定管理者に行わせる。
 - イ 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。
 - ウ 指定管理者の選定基準は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準 のほか次のとおりとする。
 - (ア) 二十一世紀の森を活用し、森林及び林業に対する理解を促進するための事業を実施すること。
 - (イ) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事
 - エ 開園時間及び休園日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。
 - オ 指定管理者は、施設設備を毀損する者等に対して、入園を拒み、退去を命ずることができる。
 - カ 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることがで きる。
 - キ 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館又はとっとり林業技術訓練センターを利用する者は、 指定管理者の許可を受けなければならない。
 - ク 利用料金については、次のとおりとする。
 - (ア) 利用料金は、協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。
 - (イ) 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。
 - イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立とっとり賀露かにっこ館 (以下「かにっこ館」という。) について、指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

- (1) かにっこ館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。
 - ア かにっこ館の水生生物の飼育管理及び施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行 わせる。
 - イ 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。
 - ウ 開館時間及び休館日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。
 - エ 指定管理者は、施設設備又は展示物を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることがで
 - オ 指定管理者は、かにっこ館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができ
 - カ この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指 定管理者が定めるものとする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

- イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第25号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例(平成27年鳥取県条例第54号)の一部を次のように改正する。 かのまのみて並の欄に相ばて相会と同まのみて後の欄に相ばて相会に、 下値ペニナトミにみてナス

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	『に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
改正後	改 正 前
目次 第1章・第2章 略 第3章 雑則 (第11条- <u>第16条</u>) 第4章 罰則 (<u>第17条-第19条</u>) 附則	目次 第1章・第2章 略 第3章 雑則(第11条- <u>第15条</u>) 第4章 罰則(<u>第16条-第18条</u>) 附則
意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度 使用されたものをいう。ただし、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以 下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規 定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)を除	
く。 ア~ク 略 (2) 使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。 ア・イ 略	ア〜ク 略 (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」 という。)第2条第1項に規定する廃棄物をい う。 (3) 使用済物品回収業 使用済物品 (廃棄物と なったものを除く。) の収集又は運搬を行う事業 をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。 ア・イ 略
(改善命令) 第14条 略	(改善命令) 第14条 略

(有害使用済機器の保管の特例)

第15条 有害使用済機器 (廃棄物処理法第17条の2第 1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条 において同じ。) の保管又は処分を業として行う者 が行う有害使用済機器の保管については、第7条か

ら第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、 適用しない。	
(規則への委任) <u>第16条</u> 略	(規則への委任) <u>第15条</u> 略
<u>第17条</u> 略	<u>第16条</u> 略
<u>第18条</u> 略	<u>第17条</u> 略
<u>第19条</u> 略	<u>第18条</u> 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第1条 の3一 <u>第1条の6</u>) 第3章~第5章 略 附則	の3 <u>-第1条の5</u>) 第3章~第5章 略 附則
(公園施設の設置基準) 第1条の4 略	(公園施設の設置基準) 第1条の4 略
(運動施設の設置基準) 第1条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290 号)第8条第1項の条例で定める割合は、100分の 50とする。	
(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基	(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基
準)	準)
<u>第1条の6</u> 略 <u>第4条 削除</u>	第1条の5 略 (指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第 67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。
別表第 2 (<u>第 1 条の 6</u> 関係) 略	別表第 2 (<u>第 1 条の 5</u> 関係) 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第27号

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(災害派遣手当)	(災害派遣手当)
第11条の10 略	第11条の10 略
2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の	2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の
区分に応じ、次の表に定める額とする。	区分に応じ、次の表に定める額とする。
略	略
備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業	備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業
法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定	法(昭和23年法律第138号)第2条第2項 <u>又は第</u>
する旅館・ホテル営業の用に供する施設以外の施	<u>3項</u> に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の用に供
設をいう。	する施設以外の施設をいう。
3 略	3 略

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(収容定員)	(収容定員)
第5条 客室には、次の各号に定める施設について、	第5条 客室には、次の各号に定める施設について、
それぞれ当該各号に定める割合を <u>超えて</u> 客を収容し	それぞれ当該各号に定める割合を <u>こえて</u> 客を収容し
てはならない。	てはならない。
(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業	(1) <u>ホテル営業、旅館営業</u> 及び下宿営業
客室の有効面積3平方メートルについて 1人	客室の有効面積3平方メートルについて 1人
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置に係る手数料の徴収)
- 2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項に規定する許可の申請について は、1件につき22,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、鳥取県旅館業法施行条例第8条第1号の手 数料は徴収しない。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(家賃の決定)

第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項<u>又は第3項</u> 第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項の規定によ の規定により認定された収入の額(同条第4項の規 定により更正された場合には、その更正後の収入の 額。第19条第1項及び第2項において同じ。)に基 づき、近傍同種の住宅の家賃の額(第3項の規定に より定められたものをいう。以下同じ。) 以下で令 第2条に規定する方法により算出した額とする。た だし、入居者からの収入の申告がない場合におい て、第22条第1項の規定による請求を行ったにもか かわらず、当該入居者が、その請求に応じないとき (次条第3項の規定により収入の額を認定する場合 を除く。) は、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住 宅の家賃とする。

2 · 3 略

(収入の申告等)

第9条の5 略

- 2 略
- 3 入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる 者に該当する場合であって、第1項に規定する収入 の申告をすること及び第22条第1項の規定による報 告の請求に応じることが困難な事情にあると認める ときは、前項の規定にかかわらず、公営住宅法施行 規則第9条に定める方法により把握した当該入居者 の収入に基づき、収入の額を認定し、当該入居者に 通知するものとする。
- べることができる。この場合において、知事は、意 見の内容を審査し、正当の事由があると認めるとき は当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するも のとする。

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定に

(家賃の決定)

り認定された収入の額(同条第3項の規定により更 正された場合には、その更正後の収入の額。第19条 第1項及び第2項において同じ。) に基づき、近傍 同種の住宅の家賃の額(第3項の規定により定めら れたものをいう。以下同じ。) 以下で令第2条に規 定する方法により算出した額とする。ただし、入居 者からの収入の申告がない場合において、第22条第 1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当 該入居者が、その請求に応じないときは、当該県営 住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 · 3 略

(収入の申告等)

第9条の5 略

2 略

4 入居者は、前2項の認定に対し、知事に意見を述 3 入居者は、前項の認定に対し、知事に意見を述べ ることができる。この場合において、知事は、意見 の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは 当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するもの とする。

(収入超過者等に関する認定)

第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号 アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居 者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているとき は、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨 を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第9条の5第2項又は第3項の規定によ 2 知事は、第9条の5第2項の規定により認定した り認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き 令第9条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住 宅に引き続き5年以上入居している場合にあって は、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨 を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

- 2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規 定を準用する。
- 3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
略	

別表第2 (第26条関係)

	名称	管理を行わせる者
	略	
ì	浜の上第1団地	大山町
	略	

項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条 より認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2 号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウま でに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住 宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入 居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居 者に通知するものとする。

- 入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条の 金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続 き5年以上入居している場合にあっては、当該入居 者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者 に通知するものとする。
- 3 略

(家賃)

第24条の11 略

- 定を準用する。この場合において、同条第2項中 「前項」とあるのは「第24条の11第1項」と読み替 えるものとする。
- 3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
庄内団地	西伯郡大山町高田
略	

別表第2 (第26条関係)

	名称	管理を行わせる者
略		
庄内団地	_浜の上第1団地	大山町
略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成30年4月1日から施 行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 企業立地等事業 企業立地事業及び次世代ソ フトウェア産業等立地事業をいう。
 - (2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する 工場、事業所その他の施設又は設備(以下「工場 等」という。)を新設し、又は増設する事業であっ て、次条第1項の規定による知事の認定を受けた ものをいう。

ア〜カ 略

キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発 展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40 号) 第14条第2項に規定する承認地域経済牽引 事業計画に従って行われる事業であって知事が 要綱で定めるもの

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関 連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事 業をいう。
 - (2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する 工場、事業所その他の施設又は設備(以下「工場 等」という。)を新設し、又は増設する事業であっ て、次条第1項の規定による知事の認定を受けた ものをいう。

ア〜カ 略

- (3) 情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用 する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用 通信回線を新設し、又は増設する事業であって、 次条第2項の規定による知事の認定を受けたもの をいう。
 - ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から 完成までに相当の期間を要する機器等の製造業 に属する事業であって、知事が要綱で定めるも の(以下「特定製造業」という。)
 - <u>イ</u> 前号イからエまでに掲げる事業
- (4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲 げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設 し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気 通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第2条第3号 に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若 しくは拡大する事業であって、次条第3項の規定 による知事の認定を受けたものをいう。
 - ア 第2号カに掲げる事業

- (3) 次世代ソフトウェア産業等立地事業 次に掲 げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃 借する事業であって、次条第2項の規定による知 事の認定を受けたものをいう。
 - ア 前号イ、ウ又はカに掲げる事業
 - イ アに準ずるものとして知事が要綱で定める事 業
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の 2第1項に規定する高年齢被保険者(1週間の所 定労働時間が30時間以上の労働者に限る。) のう ち、県内に住所を有するものをいう。
- (9) 略

(10) 略

- (11) 初年度賃借料 賃借料(次世代ソフトウェア 産業等立地事業補助金の交付を受け、又は受けよ うとする者にあっては、当該次世代ソフトウェア 産業等立地事業補助金の対象となる賃借に要する 費用を除く。) のうち、企業立地事業の完了の日 から1年間分の額をいう。
- (12) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が 3億円以下の会社並びに雇用保険法第37条の2第 1項に規定する高年齢被保険者及び同法第60条の 2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合 計が300人以下の会社及び個人であって、工場等 を県内に設置しているものをいう。
- (13) 特定製造業 中長期的に市場の拡大が見込ま れ、開発から完成までに相当の期間を要する機器 等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で 定めるものをいう。
- (14) 特定サプライヤー 自動車、航空機若しくは 医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定

イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事 業

- (5) 略
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号 に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回 線であって、当該電気通信事業者との同条第3号 に規定する電気通信役務の提供を受ける契約にお いて専ら当該提供を受ける者の用に供するとされ たもの (これに準ずると知事が認めるものを含 む。)をいう。

(11) 略

- (12) 初年度賃借料 賃借料(情報通信関連雇用事 業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業 補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあっ ては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコン テンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象とな るものを除く。) のうち、企業立地事業の完了の 日から1年間分の額をいう。
- (13) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が 3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第 1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人 以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設 置しているものをいう。

めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高 度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事 が特に認めるものをいう。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからキまでに掲げる事 第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事 業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業 が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立 地事業として認定するものとする。ただし、事業を 行う者(法人にあっては、関連会社及びこれらの法 人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。) が過 去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失によ る法令違反をしていると認めたときは、この限りで ない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする 前条第2号アからキまでに掲げる事業の計画が適 当であること。

(企業立地等事業の認定)

業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業 が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立 地事業として認定するものとする。ただし、事業を 行う者(法人にあっては、関連会社及びこれらの法 人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。) が過 去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失によ る法令違反をしていると認めたときは、この限りで ない。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする 前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適 当であること。
- 2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまで に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線 を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満 たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として 認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去 2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による 法令違反をしていると認めたときは、この限りでな
 - (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応 じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこ
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする 特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる 事業の計画が適当であること。
- 3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業 の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しく は増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提 供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げ る要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務 管理関連雇用事業として認定するものとする。ただ し、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故 意又は重大な過失による法令違反をしていると認め たときは、この限りでない。
 - (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応 じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこ

- 2 知事は、前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号 イに掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新た に賃借する事業が次に掲げる要件を満たすと認める ときは、次世代ソフトウェア産業等立地事業として 認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去 2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による 法令違反をしていると認めたときは、この限りでな
 - (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応 じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たする
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする 前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げ る事業の計画が適当であること。
- 3 前項の規定による知事の認定は、同一の者につい 4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連 て1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図 るために特に必要があると認めたときは、この限り でない。
- 4 第1項又は第2項の規定による知事の認定を受け 5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を ようとする者は、知事が要綱で定めるところによ り、知事に申請しなければならない。
- 5 知事は、企業立地等事業が<u>第1項若しくは第2項 6</u> 知事は、企業立地等事業が<u>第1項から第3項まで</u> に規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規 定による知事の認定を受けた者(法人にあっては、 関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を 含む。) が事業活動に関し故意又は重大な過失によ る法令違反をしていると認めたときは、当該認定を 取り消すことができる。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の|第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の 範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企 業立地事業補助金を、次世代ソフトウェア産業等立 地事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア 産業等立地事業補助金を交付する。ただし、次のい ずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部 を交付しない。
 - (1) 前条第5項の規定により認定を取り消された (1) 前条第6項の規定により認定を取り消された (1)

と。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする 前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が <u>適当である</u>こと。

- 雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ご とに、同一の者について1回に限るものとする。た だし、雇用の増加を図るために特に必要があると認 めたときは、この限りでない。
- 受けようとする者は、知事が要綱で定めるところに より、知事に申請しなければならない。
- に規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規 定による知事の認定を受けた者(法人にあっては、 関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を 含む。) が事業活動に関し故意又は重大な過失によ る法令違反をしていると認めたときは、当該認定を 取り消すことができる。

(補助金の交付)

- 範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企 業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施 する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、 コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に 対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金 を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に 対しては、その全部又は一部を交付しない。

(2) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げ る企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額 は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定め る額(同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に 該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める 額を合計した額とし、合計した額が15億円を超える ときは15億円とする。)を加算した額以下とする。 ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金 の額は投下固定資産額に100分の40を乗じて得た額 を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は 初年度賃借料の額を限度とする。

の額が5億円を超える場合における当該企業立地事 業補助金の交付については、1年間につき5億円を 限度とし、分割して行うものとする。

者

(2) 略

(補助金の額)

第5条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げ る企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額 は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定め る額(同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に 該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める 額を合計した額とし、合計した額が20億円を超える ときは20億円とする。)を加算した額以下とする。 ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金 の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額 を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は 初年度賃借料の額を限度とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若し くは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で 定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高 度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が 特に認めるもの(以下「特定サプライヤー」とい う。) が行う事業に対する企業立地事業補助金の額 は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分 の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50 を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。) を加算した額以下とする。
- 3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金 4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金 の額が7億円を超える場合における当該企業立地事 業補助金の交付については、1年間につき7億円を 限度とし、分割して行うものとする。<u>ただし、分割</u> の回数が7回を超えることとなるときは、この限り でない。
 - 5 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関 連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの 1年(第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさな い期間のある1年を除く。)ごとに、別表第1の補 助金の額欄に定める額以下とする。
 - 6 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額 は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日 から5年を経過する日までの1年(第3条第3項第 2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除 く。) ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額 以下とする。

4 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の額 は、次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日 から5年を経過する日までの1年(第3条第2項第 2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除 く。) ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額 以下とする。

(事業実施者の責務)

者(次項において「事業実施者」という。)は、そ れぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定め る期間継続して営むよう努めなければならない。

る 労用 他				
企業立地事業	企業立地事業補助金	企業立地事業		
補助金	に係る第2条第2号	の完了の日か		
	アから <u>キ</u> までに掲げ	ら7年間		
	る事業			
次世代ソフト	次世代ソフトウェア	次世代ソフト		
ウェア産業等	産業等立地事業補助	ウェア産業等		
立地事業補助	金に係る第2条第2	立地事業の開		
金	号イ、ウ若しくはカ	始の日から10		
	又は第3号イに掲げ	年間		
	る事業			

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分		認定要件	補助金の額
企	第2条第	(1) 略	(1) 特定製造業に
業	2号アに	(2) <u>次に掲</u>	あっては、次に掲
立	掲げる事	げる要件を	げる額の合計額(
地	業	<u>満たす</u> こ	<u>15億円</u> を限度とす
事		と。	る。)
業			ア 投下固定資産
			額(別表第2の

- 7 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当 する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管 理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助 金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の 額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める 額を加算した額以下とする。
 - (1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事 が特に認めるもの
 - (2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特 に認めるもの

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた 第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた 者(次項において「事業実施者」という。)は、そ れぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定め る期間継続して営むよう努めなければならない。

- 3 3911日		
企業立地事業	企業立地事業補助金	企業立地事業
補助金	に係る第2条第2号	の完了の日か
	アから <u>カ</u> までに掲げ	ら7年間
	る事業	
情報通信関連	情報通信関連雇用事	情報通信関連
雇用事業補助	業補助金に係る特定	雇用事業の開
金	製造業又は第2条第	始の日から10
	2号イからエまでに	年間
	掲げる事業	
コンテンツ・	コンテンツ・事務管	コンテンツ・
事務管理関連	関連雇用事業補助金	事務管理関連
事務管理関連 雇用事業補助	関連雇用事業補助金 に係る第2条第2号	
	24.2.2.2.3.4.3.4	

2 略

別表第1(第3条、第5条関係)

事	業の区分	認定要件		衤	前助金の	額
企	第2条第	(1)	各	(1)	特定製	造業に
業	2号アに	(2)	常時雇	あっ	っては、	次に掲
立	掲げる事	用労	働者が	げる	う額の合	計額(
地	業	10人	(県内	30億	<u> 第円</u> を限	度とす
事		中小:	企業及	る。)	
業		び特:	定サプ	ア	投下固	定資産
		ライ	ヤーに	額	頁 (別表	第2の

	1の項に該当す			あっては、	1の項に該当す
	る場合にあって			3人)以上	
	は、投下環境有			増加するこ	は、投下環境有
	益固定資産額を			と。	益固定資産額を
ア 県内中	除く。(2)にお				除く。(2) <u>及び</u>
小企業に	いて同じ。)に				<u>(3)</u> において同
あって	<u>100分の20</u> を乗じ				じ。) に <u>100分の</u>
は、常時	て得た額				<u>30</u> を乗じて得た
雇用労働					額
者及び高	イ略				イ略
年齢常時					(2) 特定製造業以
雇用労働					外の事業で常時雇
者が合わ					用労働者が30人以
せて3人					上増加する場合に
以上増加					あっては、次に掲
<u>するこ</u>					げる額の合計額 (
<u> </u>					30億円を限度とす
<u>イ</u> 県内中					<u>る。)</u>
<u>小企業以</u>					ア 投下固定資産
外の企業					額に100分の10を
<u>にあって</u>					乗じて得た金額
は、常時					イ 初年度賃借料
雇用労働					<u>に100分の50を乗</u>
者が10人					じて得た額
	(2) (1)以外の場				(3) (1) <u>及び(2)</u>
	合にあっては、次				以外の場合にあっ
	に掲げる額の合計				ては、次に掲げる
<u>ては、3</u>					額の合計額(5億
人)以上	とする。)				円を限度とす
増加する					る。)
<u></u>	ア・イ 略				ア・イ 略
第2条第 (1) 略	略		第2条第		略
2号イに (2) <u>次に掲</u>				(2) 常時雇	
掲げる事 <u>げる要件を</u>			掲げる事	用労働者及	
業 <u>満たす</u> こ			業	び短時間労	
٤.				働者の合計	
				が20人以上	
				<u>増加する</u> こ	
マルカ				と。	
<u>ア</u> <u>県内中</u> 小企業に					
<u>小田業に</u> あって					
<u>あって</u> は、常時					
雇用労働					
者、高年					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1	I	I I

第 2 掲 業 第 に 事	(2) <u>次</u> に掲 げる要件を 満 と。 ア 小企 単 中 に		第2号が条のである。	(2) 技	新者 <u>、</u> イナー	次に掲げる額の合額(10億円を限度する。) (1)・(2)略	
				増加			

る研究者 (以下 「技術者等」という。)で ある常時 雇用労働者を常時 雇用労働者をおこる人 以上増加 する。 と。 現内中 小小ののより 外ののより 大でのあっては、著常・一には、3 人)以上 増立と。 (1) いまっては、3 人)以上 増立と。 次に掲げる額額の合きと である。 を変件を でした。、3 人)以上 増立と。 では、3 人)以上 増立と。 では、3 人)以上 増立と。 では、3 人)以上 増った。 では、3 人)以上 増った。 では、3 人)以上 増った。 では、3 人)以上 増った。 では、3 人)以上 がある。 では、3 人)以上 がある。 では、3 人)以上 がある。 では、3 人)以上 りでした。。 では、3 人)以上 がある。 では、10 のの20 を変件を である。 では、10 のの20 を変更を でいて得た額 (2) 略 第2条束及 では、3 と。 では、10 のの20 を変更を でして、3 と。 びける事業 でして、4 と。 では、10 と。 でで、4 と。 では、10 は、10 を変更を と。 でで、4 と。 でで、4 を変更を をで、4 と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を を変更を と。 でで、4 を変更を でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を と。 でで、4 を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更	第2条第 (1) 略 2号エ及 (2) 技術者、 びオに掲 デザイナー げる事業 (10億円を限度と する。) 又は科学技 術に関する 研究者であ る常時雇用 労働者が5 人 (県内中 小企業及び 特定サプラ イヤーに あっては、 3人)以上
--	--

			1	増加するこ	l l
				<u> </u>	
マルカ				C o	
<u>ア</u> 県内中					
小企業に					
<u>あって</u>					
は、技術					
者等であ					
る常時雇					
用労働者					
及び高年					
齢常時雇					
用労働者					
が合わせ					
て3人以					
上増加す					
<u>ること。</u>					
<u>イ</u> <u>県内中</u>					
小企業以					
外の企業					
<u>にあって</u>					
は、技術					
者等であ					
<u>る常時雇</u>					
用労働者					
<u>が 5 人</u>					
プライヤ					
ーにあっ					
<u>ては、3</u>					
人)以上					
増加する					
<u></u>	W > 18 - 22 - A = 1			() ====	W > 10 - 22 - 42 - 4 - 1
	次に掲げる額の合計				次に掲げる額の合計
2号カに (2) <u>次に掲</u>					額 (10億円を限度と
掲げる事 <u>げる要件を</u>			掲げる事		
業 <u>満たす</u> こ	(1)・(2) 略		業	5人(県内	(1)・(2) 略
と。				中小企業に	
				<u>あっては、</u>	
				3人)以上	
				<u>増加する</u> こ	
				と。	
ア県内中					
小企業に					
あって					
は、常時					
(4、市村			1	I	

雇用労働	ĺ	1 11	ĺ	Ī	i	
者及び高						
年齢常時						
雇用労働						
者が合わ	-					
<u>せて3人</u>						
以上增加						
<u>するこ</u>						
<u></u> <u> </u>						
<u>イ</u> <u>県内中</u>						
小企業以						
外の企業						
<u>にあって</u>						
は、常時						
雇用労働						
者が 5 人						
以上增加						
<u>するこ</u>						
<u>Ł.</u>						
第2条第(1) 投資額	次に掲げる額の合計					
2号キに が1億円(額(5億円を限度と					
掲げる事 県内中小企	する。)					
業業及び特定	(1) 投下固定資産					
サプライヤ	額に100分の10を乗					
ーにあって	じて得た額					
は、3,000万	(2) 初年度賃借料					
円)を上回	に100分の50を乗じ					
ること。	て得た額					
(2) 次に掲						
げる要件を						
満たすこ						
٤.						
ア県内中						
小企業に						
あって						
は、常時						
雇用労働						
者及び高						
年齢常時						
雇用労働						
者が合わ						
せて3人						
以上増加						
するこ						
と。						

11 1	i	イ 県内中		1 1	ĺ			l I
		小企業以						
		外の企業						
		たあって						
		は、常時						
		雇用労働						
		産用カ働者が10人						
		(特定サ						
		プライヤ						
		ーにあっ						
		ては、3						
		人)以上						
		増加する						
VI total	2 8 8th	こと。	+ 4k = 7 7 2 k = 1 t		L+:	11-11-2-11-14-	* rt = II	Wale Harry Art of A all
			事業所及び設備(新					次に掲げる額の合計
			たに第2条第2号イ			業	者が10人以上	
代掲げ			又はウに掲げる事業		通		増加するこ	
ソ業			の用に供され、又は		信		ك. ** + = H	に第2条第2号イ
フ			増加したものに限				常時雇用労働	
F			る。)の賃借に要す				者及び短時間	
ウ			る費用その他の知事				労働者の合計	
エ			が要綱で定める費用			業	が20人以上増	
ア			の額に100分の50を乗		事		加すること。	賃借に要する費用
産		働者及び短	じて得た額(1,500万		業	第2条第	技術者、デザ	の額に100分の50を
業		時間労働者	円を限度とする。)			2号ウ及	イナー又は科	乗じて得た額(
等		が合わせて				びエに掲	学技術に関す	1,200万円を限度と
立		20人以上增				げる事業	る研究者であ	する。)
地		加するこ					る常時雇用労	(2) 専用通信回線
事		と。					働者が5人以	(新たに第2条第
業		(2) 県内中					上増加するこ	2号イからエまで
		小企業以外					と。	に掲げる事業の用
		の企業に						に供され、又は増
		あっては、常						加した部分に限
		時雇用労働						る。)の使用料及
		者及び短時						び通信料の額に100
		間労働者が						分の50を乗じて得
		合わせて20						た額(2,000万円を
		人以上増加						限度とする。)
		すること。			L			
第2	2条第	次に掲げる要			コ	第2条第	常時雇用労働	次に掲げる額の合計
2 長	号ウに	件を満たすこ			ン	2号カに	者が3人以上	額
掲げ	げる事	と。			テ	掲げる事	増加し、か	(1) 事業所又は設
業		(1) 県内中			ン	業	つ、常時雇用	備(新たに第2条
		小企業に			ツ		労働者のうち	第2号カ又は第4
		あっては、技					に県内転入者	号イに掲げる事業
1	Į		1	• !		1	ı	I

	術者等であ		事		以外の者が1	の用に供され、又
	る常時雇用		務		人以上いるこ	は増加したものに
	労働者及び		管		と。	限る。)の賃借に
	高年齢常時		理	第2条第	常時雇用労働	要する費用その他
	雇用労働者		関	4 号イに	者(県内転入	の知事が要綱で定
	が合わせて		連	掲げる事	者は、2人ま	める費用(情報通
	5 人以上增		雇	業	でとする。)	信関連雇用事業補
	加するこ		用		が5人以上増	助金の交付を受
	と。		事		加すること。	け、又は受けよう
(2	2) 県内中		業			とする者にあって
	小企業以外					は、当該情報通信
	の企業に					関連雇用事業補助
	あっては、技					金の対象となるも
	術者等であ					のを除く。)の額
	る常時雇用					に100分の50を乗じ
	労働者が5					て得た額(1,000万
	人以上増加					円を限度とす
	すること。					る。)
第2条第 次	に掲げる要	事業所及び設備(新				(2) 電気通信事業
2号カに 件	を満たすこ	たに第2条第2号カ				法第2条第3号に
掲げる事 と	0	又は第3号イに掲げ				規定する電気通信
業 (]	1) 県内中	る事業の用に供さ				役務の提供を受け
	小企業に	れ、又は増加したも				る契約(新たに締
	あっては、常	のに限る。)の賃借				結され、又は変更
	時雇用労働	に要する費用その他				されたものに限
	者及び高年	の知事が要綱で定め				る。)に基づき支
	齢常時雇用	る費用の額に100分の				払う費用(情報通
	労働者が合	50を乗じて得た額				信関連雇用事業補
	わせて3人	(1,000万円を限度と				助金の交付を受
	以上増加す	する。)				け、又は受けよう
	ること。					とする者にあって
(2	2) 県内中					は、当該情報通信
	小企業以外					関連雇用事業補助
	の企業に					金の対象となるも
	あっては、常					のを除く。)の額
	時雇用労働					に100分の50を乗じ
	者が3人以					て得た額(500万円
	上増加する					を限度とする。)
1	こと。					
	に掲げる要					
	を満たすこ					
掲げる事と						
	1) 県内中					
	小企業に					
	あっては、常					l

時雇用労働		
者及び高年		
齢常時雇用		
労働者が合		
わせて5人		
以上増加す		
ること。		
(2) 県内中		
小企業以外		
の企業に		
あっては、常		
時雇用労働		
者が5人以		
上増加する		
こと。		

備考 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図 備考 上における設計又は表現を行うことを職務とする 者をいう。

- 1 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図 上における設計又は表現を行うことを職務とす る者をいう。
- 2 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第 4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事す る日までに県外から住所を移転した者をいう。

則主笛9 (笛5冬間核)

別表第2(第5条関位	<i>杀)</i>
1 第2条第2号	略
アに掲げる事業	
であって、二酸	
化炭素の排出量	
の削減に効果を	
有するものとし	
て知事が要綱で	
定めるもの(家	
屋及び償却資産	
の取得を伴うも	
のに <u>限り、9の</u>	
項に該当するも	
<u>のを除く</u> 。)	
2 県が定める安	次に掲げる額の合計額(<u>5億円</u>
定的かつ持続可	を限度とする。)

能な経済成長の(1)・(2) 略

ための計画にお

いて県内で成長

が見込まれる産

別表第2(第5条関係)

1	第2条第2号	略
	アに掲げる事業	
	であって、二酸	
	化炭素の排出量	
	の削減に効果を	
	有するものとし	
	て知事が要綱で	
	定めるもの(家	
	屋及び償却資産	
	の取得を伴うも	
	のに <u>限る</u> 。)	
2	県が定める安	次に掲げる
	定的かつ持続可	を限度とす

る額の合計額(10億円 定的かつ持続可 を限度とする。) 能な経済成長の(1)・(2) 略 ための計画にお

業分野として位	П	業分野とし、	て位
置付け、戦略的		 置付け、戦	
に推進している		に推進してい	いる
事業(特定製造		 事業(特定	製造
業を除く。)で		 業を除く。)) で
あって、知事が		あって、知	事が
特に認めるもの		特に認めるも	o Ø
(9の項に該当			
するものを除			
<u><.)</u>			
3 次のいずれか 投下固	定資産額に100分の5を	3 次のいず	れか 投下固定資産額に100分の5を
に該当する事業乗じて	得た額及び初年度賃借料	に該当する	事業 乗じて得た額及び初年度賃借料
であって、知事に100分	分の25を乗じて得た額の	であって、	知事 に100分の25を乗じて得た額の
が特に認めるも合計額	頁(<u>5 億円</u> を限度とす	が特に認め	るも 合計額 (<u>10億円</u> を限度とす
の (2の項 <u>又は</u> る。)		の (2の項)	に該 る。)
<u>9 の項</u> に該当す		当するもの	を除
るものを除		<.)	
<.)			
(1)・(2) 略		(1) • (2)	略
4 中山間地域 投下固	定資産額に100分の10を	4 中山間均	地域 投下固定資産額に100分の10を
(知事が要綱で 乗じて	得た額及び初年度賃借料	(知事が要	綱で乗じて得た額及び初年度賃借料
定める地域に限 に100分	分の50を乗じて得た額の	定める地域	に限 に100分の50を乗じて得た額の
る。) において 合計額	[(<u>5 億円</u> を限度とす	る。)にお	いて 合計額 (<u>10億円</u> を限度とす
行う事業であっる。)		行う事業で	あっ る。)
て、知事が特に		て、知事が	特に
認めるもの <u>(9</u>		認めるもの	
の項に該当する			
ものを除く。)			
5 大規模な災害 投下固			災害 投下固定資産額に100分の5を
が発生した地域乗じて			地域 乗じて得た額及び初年度賃借料
	分の25を乗じて得た額の		な災 に100分の25を乗じて得た額の
	負(<u>5 億円</u> を限度とす		懸念 合計額(<u>10億円</u> を限度とす
される地域に工る。)		される地域は	
場等を有する者		場等を有する	
が行う事業で		が行う事業	
あって、知事が		あって、知	
要綱で定めるも		要綱で定め	るも
の <u>(9の項に該</u>		()	
当するものを除			
		О ТЫШ 1-37	生山 m/z
6 提供する製品 略		6 提供する!	
又はサービスが		又はサービ	
高い市場占有率		高い市場占されて	
を獲得すると見るまれる新たな		を獲得する	
込まれる新たな		込まれる新	15/5

事業 (知事が要	事業(知事が要
綱で定める県内	網で定める県内
企業が行うもの	2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
に限る。) で	に限る。) で
あって、知事が	あって、知事が
特に認めるもの	特に認めるもの
(9の項に該当	
するものを除	
<u> </u>	
7 大都市圏(首 投下固定資産額に100%	分の10を 7 大都市圏(首 投下固定資産額に100分の10を
都圏、近畿圏及乗じて得た額及び初年	
び中部圏のうち に100分の50を乗じて	
知事が要綱で定 合計額 (<u>5 億円</u> を限	
	める地域をいる。)
j。) 又は5の	う。) 又は5の
項左欄に掲げる	項左欄に掲げる
地域からの本社	地域からの本社
機能の移転を伴	機能の移転を伴
) 事業であっ	う 事 業 で あ っ
て、知事が特に	
認めるもの (5	認めるもの(5
の項、8の項又	の項又は8の項
は9の項に該当	に該当するもの
するものを除	
() () () () () () () () () ()	
8 我が国におけ 投下固定資産額に100%	
る拠点となる工 乗じて得た額及び初年	
場等に関する事 に100分の50を乗じて	
業 (知事が要綱 合計額 (5億円を限	
で定める外国会 る。)	(スピノ) (
社が行うものに	社が行うものに
限る。)であっ	限る。)であっ
て、知事が特に	て、知事が特に
認めるもの(9	認めるもの
の項に該当する	
ものを除く。)	
9 特定サプライ 投下固定資産額に100分	うの10を
ヤーが行う事業 乗じて得た額及び初年	度賃借料
に100分の50を乗じて行	得た額の
合計額(5億円を限	 度とす
る。)	

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項 から第3項までの知事の認定を受けた企業立地等事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定の適用について は、旧条例第3条第2項又は第3項の規定により行った認定は、新条例第3条第2項の規定により行った認定 とみなす。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

> 鳥取県知事 平 井 伸 沿

鳥取県条例第30号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和44年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例

(目的)

195号。以下「法」という。) 第91条第1項の規定 により徴収する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第224条の分担金並びに法第91条の2第1項及び第 6項の規定により徴収する特別徴収金の徴収に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徴収)

第2条 県は、県営土地改良事業(法第87条の3第1 第2条 県は、県営土地改良事業を施行する場合に 項の規定により行う土地改良事業(以下「機構関連 事業」という。)を除く。)を施行する場合には、 当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の 施行に要する費用の一部につき、当該事業によって 利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にあ る土地につき法第3条に規定する資格を有するもの から分担金を徴収する。

2 略

(特別徴収金の徴収)

関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1 項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条 第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を 除く。) の施行に係る地域内の土地につき法第3条 に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3 項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了 した旨の公告があった日(その公告において工事の 完了の日が示されたときは、その示された日)の属 する年度の翌年度 (その年度が到来する前の年度を 知事が指定したときは、その指定した年度)の初日 以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的 外用途 (法第91条の2第1項に規定する目的外用途

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第 第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第 195号。以下「法」という。) 第91条第1項の規定 により徴収する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第224条の分担金の徴収に関し必要な事項を定める ことを目的とする。

(分担金の徴収)

は、当該事業の施行に係る各年度において、当該事 業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によ って利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内 にある土地につき法第3条に規定する資格を有する ものから分担金を徴収する。

2 略

(分担金の特例)

第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業(機構|第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業の施行 については、当該事業によって利益を受ける者で当 該事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に 規定する資格を有するものから、第2条第1項の規 定により徴収する各年度の分担金のほか、当該事業 の施行に要した費用から同条同項の規定により徴収 した分担金の総額を差し引いた額をその者が法第3 条に規定する資格を有することとなった当該地域内 の土地の面積に割りふって得られる額の範囲内で、 当該土地の全部又は一部につき、当該事業の工事の 完了の公告の日(その公告において工事の完了の日 が示されたときは、その示された日)の属する年度 の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指 をいう。以下この項において同じ。)に供するため 所有権の移転等(法第36条の2第1項に規定する所 有権の移転等をいう。以下この項において同じ。) をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した 場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の 移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除 く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

- 2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地に つき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者 が、法第87条の3第7項において準用する法第87条 第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定め た旨の公告があった日から、法第113条の3第3項 の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨 の公告があった日(その公告において工事の完了の 日が示されたときは、その示された日)の属する年 度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が 指定したときは、その指定した年度)の初日以後8 年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞ れ当該各号のいずれかに定める場合に該当するとき は、その者から、特別徴収金を徴収する。
- 3 知事は、前2項の特別徴収金を徴収する場合に 2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあって あっては、特別徴収金の額その他当該特別徴収金に 関し必要な事項を定めてこれを通知するものとす る。

4 略

(特別徴収金の額)

第6条 前条第1項又は第2項の規定により徴収する 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用 の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県 営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に 対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業 につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及 び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合 を乗じて得た額を控除して得た額(当該土地が目的 定したときは、その指定した年度)から起算して8 年を経過しない間に農地以外への転用が行なわれる 場合又は当該事業により畑として区画形質が変更さ れ、若しくは造成された農地についての開田が行な われる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積 に応じた額(農地の農地以外への転用が行なわれる 場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的 外の用途に活用することにより生ずる収入があると きは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係る ものを差し引いた額) の金銭を納付させる旨の条件 を付した分担金を徴収する。

- は、当該事業に係る第2条第1項の規定による分担 金の徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項 の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金 に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとす
- 3 知事は、転用に係る土地の面積が規則で定める面 積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がな いと認めたときは、第1項の分担金を免除すること ができる。
- 4 略

外用途(法第91条の2第1項又は第6項第1号イに 規定する目的外用途をいう。) に供されることに伴 い遊休化する施設を目的外の用途に活用することに より生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当 該目的外用途に供された土地に係るものを控除した 額)の範囲内で、知事が定める額とする。

(特別徴収金の免除)

第7条 知事は、第5条第1項又は第2項の規定にか かわらず、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規 則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納 付の必要がないと認めたときは、特別徴収金を免除 することができる。

(規則への委任)

第8条 略

(規則への委任)

第6条 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第31号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(設置)

第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、 体験学習等の場を提供するほか、林業従事者に研修 等の場を提供することにより、森林及び林業に対す る理解の促進を図り、もって広く県民の保健及び休 養並びに林業の振興に資するため、鳥取県立二十一 世紀の森(以下「二十一世紀の森」という。)を鳥 取市に設置する。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規 定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指 定するもの(以下「指定管理者」という。)に、二 十一世紀の森に係る次に掲げる業務を行わせるもの とする。
 - (1) 二十一世紀の森(知事が別に定める区域を除 く。) の施設設備の維持管理に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の 管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属す る事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間 は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する 年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4 月1日である場合は、当該日)から5年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第 67号) 第4条第1項の規定による申請があったとき は、同条例第5条第1号から第3号までの基準によ るほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行う (設置)

第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、 体験学習等の場を提供し、もって森林及び林業に対 する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び 休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森(以下 「二十一世紀の森」という。) を鳥取市に設置す る。

ものとする。

- (1) 指定管理者が、二十一世紀の森を活用し、森 林及び林業に対する理解を促進するための事業を 実施すること。
- (2) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を 達成するために必要と認めるものとして別に定め る事項

(開園時間及び休園日)

- 第6条 二十一世紀の森の開園時間は、指定管理者が あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 二十一世紀の森の休園日は、指定管理者があらか じめ知事の承認を得て定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があっ た場合又は知事の承認があった場合には、指定管理 者は、第1項の開園時間及び前項の休園日を臨時に 変更することができる。

(利用の許可)

- 第7条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実 第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実 習館又はとっとり林業技術訓練センター(以下「実 習館等」という。)を利用しようとする者は、指定 管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当す 該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」と いう。)をしないことができる。
 - (1) 略
 - し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 略

(行為の制限等)

- 第8条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為 をしてはならない。
 - (1) 二十一世紀の森の施設設備を毀損し、若しく は汚損し、又はそのおそれのある行為をするこ
 - (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある 行為をすること。
 - (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
 - (5) 土石の採取その他の土地の形質の変更をする <u>こ</u>と。
 - (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(利用の許可)

- 習館を利用しようとする者は、規則で定めるところ により、知事の許可を受けなければならない。
- る場合は、前項の許可をしないことができる。
 - (1) 略
- (2) <u>実習館等</u>の施設設備を<u>毀損し</u>、若しくは汚損 (2) <u>林業技術工芸実習館</u>の施設設備を<u>き損し</u>、若 しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められ るとき。
 - (3) 略

- (7) たき火をすること。
- (8) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (9) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れるこ
- (10) 指定管理者の許可を受けないで、貼り紙、貼 り札その他の広告物を設置すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお <u>それのある者に対しては、二十</u>一世紀の森への入園 を拒み、又は二十一世紀の森からの退去を命ずるこ とができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理 を図るため必要があると認めるときは、利用許可を 受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要 な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

- 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用 し、又はそのおそれのあるとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受け たとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、二十一世紀の森 の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれの あるとき。

(利用料金)

- 第11条 二十一世紀の森の利用に係る料金(以下「利 用料金」という。)は、鳥取県公の施設における指 定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定す る協定で定めるところにより、指定管理者にその収 入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認 を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとす る。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。

(規則への委任)

(規則への委任)

第13条 略

第4条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定に よる指定及び新条例第6条、第11条第2項又は第12条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他 新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例第3条の規定 による利用の許可は、新条例第7条の規定による利用の許可とみなす。

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第41号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規 定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指 定するもの(以下「指定管理者」という。)に、か にっこ館に係る次に掲げる業務を行わせるものとす
 - (1) かにっこ館の水生生物の飼育管理に関する業 務
 - (2) かにっこ館の施設設備の維持管理に関する業 務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、かにっこ館の管 理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する 事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間 は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する 年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4 月1日である場合は、当該日)から5年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第5条 かにっこ館の開館時間は、指定管理者があら かじめ知事の承認を得て定める。
- 2 かにっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ 知事の承認を得て定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があっ た場合又は知事の承認があった場合には、指定管理 者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に 変更することができる。

(行為の制限等)

(行為の制限等)

らない。

<u>第6条</u> かにっこ館においては、次の行為をしてはな|<u>第3条</u> かにっこ館においては、次の行為をしてはな らない。

$(1)\sim(4)$ 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得 て指定管理者が定める行為
- それのある者に対しては、かにっこ館の利用を拒み、 又はかにっこ館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

<u>第7条</u> 指定管理者は、かにっこ館の適正な管理を図 <u>第4条</u> 知事は、かにっこ館の適正な管理を図るため るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利 用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の 第6条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の 管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における 指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥 取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めると ころにより、指定管理者が定めるものとする。

$(1)\sim(4)$ 略

- (5) その他知事が別に定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの ある者に対しては、かにっこ館の利用を拒み、又は かにっこ館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する 者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限 は、かにっこ館の館長に委任する。

(規則への委任)

管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。) 第3条 の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続 その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以 下「旧条例」という。) 第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それ ぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。